

2025 年度日本学生支援機構二次採用（秋）の申請について

I. 制度・申請要件の確認

日本学生支援機構のホームページで 必ず「【在学採用】奨学金を希望する皆さんへ」を視聴のうえ、「奨学金案内ダイジェスト」（大学）（以下、「ダイジェスト」）及びこの書類を熟読して、申請してください。



JASSO 奨学金制度動画



【給付奨学金案内】



【貸与奨学金案内】

II. 高等教育の修学支援新制度（多子世帯における授業料無償化含む）の留意事項

高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）は以下の 2 つの支援で構成されます。

- ・給付奨学金（返還が不要な奨学金）
 - ・授業料減免（授業料と入学金の免除又は減額）※「多子世帯における授業料無償化」はこれに該当します。
- ※本学では新制度による支援を希望する場合、日本学生支援機構の給付奨学金に申請する必要があります。

【参考】高等教育の修学支援新制度による支援額

多子以外			多子世帯		
支援区分	給付奨学金支給額 (自宅外通学の場合※別途申請が必要)	授業料減免額	支援区分	給付奨学金支給額 (自宅外)	授業料減免額
第Ⅰ区分	29,200 円 (66,700 円)	満額	第Ⅰ区分	29,200 円 (66,700 円)	満額
第Ⅱ区分	19,500 円 (44,500 円)	2/3	第Ⅱ区分	19,500 円 (44,500 円)	満額
第Ⅲ区分	9,800 円 (22,300 円)	1/3	第Ⅲ区分	9,800 円 (22,300 円)	満額
			第Ⅳ区分	7,300 円 (16,700 円)	満額
			多子世帯	0 円	満額

（１）申込資格チェックシート

このチェックシートは高等教育の修学支援新制度への申込資格を確認するものです。
この他採用にあたって選考基準がありますので、全てにチェックがついても必ず採用されるとは限りませんのでご了承ください。

①大学への入学時期に関する要件

- ☐ 高校を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から本学へ入学した日までの期間が 2 年を超えていない
(例) 2023 年 3 月に高校を卒業→2025 年度末までに入学した人 (2026 年 4 月に入学した人から対象外)
- ☐ 高等学校卒業程度認定試験の合格者で、給付奨学金の「大学への入学時期等に関する資格」に該当する
- ☐ 外国の学校教育における 12 年の課程を修了した者等で給付奨学金の「大学への入学時期等に関する資格」に該当する

②過去の利用状況

- ☐ 給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）を過去に利用していない

③国籍について

- ☐ 日本国籍である
- ☐ 外国籍で在留資格が特別永住者・永住者・日本人の配偶者・永住者の配偶者・定住者・家族滞在である（証明書類必要）

④修業年限について

- ☐ 休学期間を除き、修業年限以内に卒業が可能である

（２）家計基準（多子世帯の要件を含む）〔2025 年度二次採用〕

2024 年 12 月 31 日時点で生計維持者が所得税法上扶養する子供等の数が、申請者を含み 3 人以上となる世帯が対象になります。「扶養する子等」については生計維持者の実子・養子等です。

なお、以下の条件で扶養の人数が変動した場合は別途申告をすることで多子世帯として認定されることがあります。該当する場合は窓口までご相談ください。

(例) 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までに生計維持者の実子、里子、特別養子により扶養する子の数が増加した

（３）給付奨学金（多子世帯の授業料減免を含む）と第一種奨学金の併給調整について

給付奨学金（多子世帯の授業料減免を含む）に採用された人が第一種奨学金（無利子の貸与型奨学金）を受給していた場合、併給調整が適用され、第一種奨学金が減額となります。

生活費などで奨学金を必要とする場合は第二種奨学金への申請を検討してください。

【参考】給付奨学金（多子世帯を含む）と第一種奨学金を同時に受給する場合の第一種奨学金の支給額

①多子世帯以外	支給額自宅（円）	自宅外
第Ⅰ区分	0	0
第Ⅱ区分	0	0
第Ⅲ区分	20300 (25000)	13800
第Ⅳ区分	0	0
【参考】貸与のみ	最大 45000	最大 51000

②多子世帯	自宅通学	自宅外通学
多子世帯	300	6300
第Ⅰ区分（多子世帯）	0	0
第Ⅱ区分（多子世帯）	0	0
第Ⅲ区分（多子世帯）	0	0
第Ⅳ区分（多子世帯）	0	0
【参考】貸与のみ	最大 45000	最大 51000

（裏面）Ⅲ. 申請の手順へ続く

Ⅲ.申請の手順

申請の手順は以下の通りです。QR コードより、以下の申請手続き案内動画も確認するようにしてください。



【給付のみ・給付貸与併願者向け】

【貸与のみ希望者向け】

ステップ①：申請書類の受け取り

窓口（センター1号館2階経済支援係）にて奨学金の申請に必要な書類（以下、申請書類）を受け取る。

ステップ②：スカラネットによる申請内容入力→入力期限 10月1日（水）～10月15日（水）

「ダイジェスト」を熟読し申請要件を確認したうえで、スカラネットにて入力・申請を行う。
ログインなどについては「日本学生支援機構スカラネット入力について」を参照。

ステップ③：マイナンバー等の提出→入力期限 10月1日（水）～10月15日（水）

スカラネットによる申請後、スカラネット内にあるマイナンバー提出用サイトからマイナンバー等関係書類を日本学生支援機構に申請する。

※スカラネットによる入力、送信手続きが完了していない場合には、マイナンバー提出用サイトに入ることができませんので、ご注意ください。

ステップ④：「奨学金確認書兼地方税同意書」の送付〔学生→JASSO 郵送〕

ステップ③完了後、1週間以内に「奨学金確認書兼地方税同意書」を日本学生支援機構に直接送付する。

「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットに封入されている「【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」を熟読の上、専用封筒にて送付してください。

※送付をしないと奨学金の審査が行われず、不採用となりますのでご注意ください。

ステップ⑤：大学に必要な書類を提出する→提出期限 10月16日（木）〔学生（該当者のみ）→大学〕

以下に該当する場合は証明書類を大学窓口（センター1号館2階経済支援係）に提出する。

- ・学生本人が外国籍の場合
- ・18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていた場合
- ・申込者本人及び生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合

※この場合の「提出できない」とは「スカラネット上で個人番号を入力できない」ことを指します。

- ・生計維持者が海外に居住し、2025年度（2024年1月1日～12月31日）住民税が課税されていない（2025年1月1日時点で国内に居住していない）場合
- ・進学前離職の特例措置を希望する場合（給付のみ）

必要書類については「給付奨学金案内」26p、「貸与奨学金案内」33pを参照

Ⅳ.申請完了後

・申請内容を大学で確認した後、日本学生支援機構へ推薦します。不備などがある場合は、事務担当者や日本学生支援機構より、内容の確認や追加書類の提出依頼を全学基本メールや電話にて連絡することがあります。不備が解消されないと、手続きが進みませんので速やかに対応してください。

・選考状況については申請時に登録したスカラネットにて確認することができますので、申請時に登録したIDとパスワードは必ず保管してください。

Ⅴ.採用後の注意事項

・申請内容に不備が無い場合は奨学金の振込は12月11日（木）（10～12月分）の予定です。初回振込以降に「奨学生証」（給付・貸与共通）や「返還誓約書」（貸与のみ）を配布しますので、学生ポータルで連絡があったら速やかに取りに来てください。なお、授業料免除のみの採用となった場合は、奨学金の振込はありません。

・学籍の異動（休学・退学）等がありましたら、奨学金の休止等の手続きが必要ですので事前に窓口に出してください。

・奨学金は毎年継続手続きが必要です。給付奨学金は「在籍報告（給付のみ、4月実施）」貸与奨学金は「継続願」（12月～翌2月）を提出

・適格認定（学業）により、年度末の学業成績が基準に満たない場合は、廃止（打ち切り）や警告となります。廃止となると再度の申請はできなくなります。

問合せ先 〒819-0395 福岡市西区元岡7-4-4

九州大学学務部キャリア・奨学支援課経済支援係

Email: gagshogaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

TEL (092) 802-5932・5933